

第6回下川町総合計画審議会(快適環境・地域づくり部会)会議録

日 時 令和4年11月21日(月)

18:40～20:45

場 所 ハピネス

《消防課》

出席者(委員): 高橋 和之 部会長、山崎 春日 副部会長、川島 里美 委員、
奥村 佐知子 委員、藤原 佑輔 委員

出席者(町) : 伊東 英晴 署長、大野 政弘 副署長、濱田 知道 主幹、
南部 慎介 主任、草浦 辰徳 主任

▽施策項目「消防・救急救助」

事務事業名「消防車両更新事業」

町 : 内容説明

委員 : 令和5年度の救急車の更新について、救急車の更新目安はあるか。

町 : 明確な更新年数はないが、消防車は30年以上、救急車は10年程度である。

委員 : 車庫の大きさが更新車両に合わないと課題にあるが、車庫に合わせて車両を更新するのは難しいのではないかと。消防庁舎の新築の計画も進行していないと思われる。現状、救急車に乗車するときも後ろからしか乗れないとの話も聞いていて、車庫が小さいのは理解している。今、車庫にある車両を役場の車庫等に移動し、車庫を広く使えるようにすれば車庫の大きさに関わらず更新出来、現状と課題にある車庫の大きさを改善できるのではないのか。

委員 : 消防車を今の車庫から移動できない理由はあるか。

町 : 車両を移動するのは消防活動的(出動時・管理等)に支障が出るため、現状通りが望ましい。新庁舎について、町のヒアリング時に少しではあるが、新庁舎の大きさはどれくらい必要なのかとの話が出た。具体的な年数はないが少しずつ新庁舎の話は進んでいきそうである。

委員 : 車庫のサイズが合わないために最新の消防車両が更新できないと課題にあるため、委員で話していた。検討してみて欲しい。

- 町 : この課題に記載している最新の消防車は、現状の車庫に収まらないため、車両の移動での解決は不可能である。
- 委員 : 庁舎の建て替えしか選択肢はないこと理解した。
- 委員 : 令和8年の水槽車は小型ポンプ付きの水槽車なのか。それなのに金額が高いのはなぜか。
- 町 : 小型ポンプ付きである。
- 町 : 水槽の容量が10トンを予定している。
- 委員 : 10トンで車庫に入るのか。
- 町 : 10トンで入るのを予定している。
- 委員 : 調書に記載されている課題の最新は、型が古いものしか更新出来ないという意味なのか。
- 町 : 車庫に入る種類の消防車で最新な車両を更新している。古い型の意味ではない。

▽施策項目「消防・救急救助」

事務事業名「消防水利整備事業」

- 町 : 内容説明
- 委員 : 令和6年度の予算になっているが、なぜ令和5年ではないのか。
- 町 : 令和5年度はこの周辺地区の消火栓1基を移設更新し、同一の水道管から1基移設更新するため、現状よりは水利状況が良くなる対応をする予定。
- 委員 : 令和5年移設更新後も、令和6年の防火水槽新設は必要ということでしょうか。
- 町 : 水利強化のために必要である。
- 委員 : ふるさと通りに水道管が通っていないことを知った。緑三会館に新設する理由、防火水槽の使い方を教えてほしい。町の土地で、土地代がかからないと思われるがそういった理由か。
- 町 : 緑三会館は町の土地で土地代は費用を必要としない。防火水槽は、ポンプ車で吸水しホースを伸ばして水を出す。ふるさと通り沿いに水道管が無いだけで、南北には水道管は通っており消火栓は設置されていて、それぞれの地区で水利は概ね満たしている。

- 町 : 緑三会館の設置理由は周辺の木工場の水利増強である。
- 町 : 前回の審議会時、水道管を太くするかの話も出ていたが、水道管の増強はコストが高く防火水槽が望ましいと検討され、防火水槽新設に至った経緯がある。また、道路の工事等があればそれに伴って水道管を増強する可能性がある」と情報を得ている。
- 委員 : 最近あった火災の後で周辺の住人から泥水が出たと話を聞いた。火災と住宅の泥水に係り性はあるのか。または火災に関係なく雨等の影響なのか。
- 町 : 消火栓の使用量によって周辺地区で泥水が出る可能性はあり得る。点検等で使用する場合は、周辺への影響が出ないように最低限で使用しているが、災害時は少しでも早く水を送るため最大限で使用している。
- 委員 : 火災で消火栓を使用し泥水が出る可能性があるのならば、広報等で周知してもらいたい。災害時では対応が難しいと思われるが、何かしら広報して欲しい。
- 町 : 対応する。

《総務課》

出席者（委員）：高橋 和之 部会長、山崎 春日 副部会長、川島 里美 委員、
奥村 佐知子 委員、藤原 佑輔 委員

出席者（町）：小林大生課長、杉本賢征主幹

▽施策項目「情報化」

事務事業名「地域情報通信基盤整備事業」

- 町 : 内容説明
- 委員 : 3億弱の金額の主な内訳は何か。
- 町 : 主な内訳は、端末の更新代、サーバーの構築、スマホアプリの開発である。
- 委員 : その中で大きいものは何か。
- 町 : 一番大きいものは端末の更新である。1台約9万円である。

委員 : 更新に約1億として、残り2億はどういう内訳か。

町 : 手元の資料が足りないので、改めてお答えする。

町 : 具体的な数字は、今はわかりませんが、各戸での作業料が大きな割合になるものとする。

委員 : アプリ開発はいかほどか。

町 : アプリのカスタマイズは100万円ほどである。

町 : アプリは1から開発するものではなく、既に他の町で使われているものを下川町版にカスタマイズするものである。

委員 : 2億以上かけて、10年後には使わなくなる端末を買うのは、反対する住民も多いのではないか。

町 : 確かに今の機能のままでは、ご理解していただくのは困難とも思えるが、更新された新型の端末ではさまざまなコンテンツを付加することもできるため町民の皆様のニーズに合致し有効に活用いただけるものになり住民の満足にも繋がるものである。

委員 : 更新後も無料通話ができるか？

町 : お互い新機種であればできる。

委員 : 古いものと新しいものとの間は通話できるか？

町 : できない。古いものは回収となる。

委員 : 850台はどのように振り分けられるのか？

町 : 基本的には65歳以上の高齢者の中でスマホを持っていない方、65歳以下でもさまざまな理由でスマホを持っていない方を想定している。
65歳以上の高齢者世帯は694世帯70歳以上の世帯が572世帯、75歳以上だと418となる。そのような高齢者の中でもスマホをお持ちの方は、アプリで対応していただきたい。

委員 : 850台も要らないのではないか。事前に調べることは可能か。
少しでも減らしてもらいたい。

町 : 事前に説明会を開催してその場でスマホアプリを広報してできるだけスマホアプリに誘導して更新する端末数を最低限に抑制したい。

委員 : 希望数が確定する前に暫定数を発注するものか、確定した希望数を発注するのか。

- 町 : 希望数で発注する予定。
- 委員 : それならば、予算より下回ることもあり得るか。
- 町 : そのように考えている
- 委員 : ちなみに地方債とは何か。
- 町 : 過疎債と聞いている。
- 委員 : 6年度、7年度の300万円とは保守の額か。
- 町 : その通り。
- 委員 : 5年度の予算となっているがいつから動き始めるか。
- 町 : 事業期間は10カ月程度と聞いている。
- 委員 : テレビのデジタル情報発信も合わせて構築していく予定。
- 委員 : 高齢者に対するアプリやテレビの使い方の説明にも取り組んでもらいたい。
- 町 : その予定である。

※審議会終了後、事業費の詳細について改めて説明。

センター設備 57,398,000 円、 個宅設備 96,000,000 円、 システム開発 41,775,000 円、
全体運営人件費等 33,768,000 円、 消費税 24,764,800 円、 合計 272,412,800 円

《建設水道課》

出席者（委員）：高橋 和之 部会長、山崎 春日 副部会長、川島 里美 委員、
奥村 佐知子 委員、藤原 佑輔 委員

出席者（町）：平野好宏課長、平田豊和主幹、豊島琢磨主査、三宅章吾主査
西本直樹主査、磯部慎太郎技師

▽施策項目「住宅」

事務事業名「公営住宅整備事業」

- 町 : 内容説明
- 委員 : 令和5年の事業内容で日昇団地長寿命化型改善工事1棟10戸があるが。

- 町 : 記載間違いであり、令和5年の工事は日昇団地単身者住宅2棟分の屋根改修である。令和6年度、7年度に1棟10戸ずつ個別改善工事を行う。
- 委員 : 令和8年度の事業内容に令和9年度公営住宅建設工事とあるが。
- 町 : こちらも記載間違いである。令和8年度公営住宅建設工事である。
- 委員 : 令和8年、9年度の公営住宅建設工事は新築ということか。
- 町 : その通り。
- 委員 : 建設地はどこを予定しているか。
- 町 : 未定である。
- 委員 : 令和6年度に令和7年度公営住宅設計委託業務とあり、令和7年に住宅建設をすると思うが。
- 町 : こちらは令和7年度以降に建てる住宅の設計であり、令和7年、8年の設計も同様である。本来は前年に設計して施工だが、財源等の問題があり、設計年度以降の工事としている。
- 委員 : 同じ設計ではないのか。
- 町 : どこに建てるかも決まっておらず、異なる設計となっている。建替えの場合は住戸数が減るので移転建替えで住戸数を確保するが、議論が詰めきれておらず、未定となっている。
- 委員 : 令和7年度以降の建築ということだと、令和8年度、9年度の設計は7年度と同じものを指しているのか。別の事業なのか。
- 町 : 場所が未定ということだが、これから選定し、7年度の設計は1つの場所で、8年度の設計はまた別の場所での設計と考えている。場所が決まったら、何棟建てるか検討し、設計をしていく。
- 委員 : 別の場所でそれぞれ検討していくということか。
- 町 : 今のところその予定である。今後、場所がないということになれば、7年度設計で終わる可能性もある。ただ、戸数は計画をしているのでその分は確保をする。場所によって設計を分ける。
- 委員 : 事業の目的に、将来人口等を的確に予測し将来の管理目標戸数を定め、とあるが、戸数を増やそうとしているのか。
- 町 : 基本的には減らす方向で考えている。
- 委員 : 戸数の基準はあるのか。

町 : 国立社会保障・人口問題研究所等の人口推移予想を参考にして、世帯数も考えながら減らしていく。令和7～9年度に関しては、旧元町団地が8棟32戸あったのに対し、新元町団地が4棟16戸であるので、1棟分を別の場所に建てるのと、一の橋あかつき団地の4棟16戸を戸数を減らして移転させるという形で戸数を減らし、これから除却して建替えない住宅も出てくるので、それで戸数を減らしていく。公営住宅等長寿命化計画を5年ごとに見直しており、人口が増えた場合は見直し時期に計画を直していくが、現時点では人口が減っていくので、戸数を減らしていく。

委員 : 5年ごとの見直しを3年ごと等に短くすることはできるか。

町 : 国から決められており、見直しの計画も国から補助金をもらって作業している。最終的に計画を国に提出しており、各市町村が実施している。

委員 : 次の見直しはいつか。

町 : 令和2年度に見直しを行い3年度から実施したので、次回は令和7年度に見直し、8年度から実施となる。

委員 : 令和2年度の見直しの時になかったものが事業調書に載っているのか。

町 : 今のところ計画通りに進めている。

委員 : 一の橋あかつき団地の除却の件で、前回、一棟に一人ずつ入居者がいるとのことだったが、引っ越しは終わったか。

町 : 1人は退去しており、残り3人の内2人は行き先が決まっている。もう1人は一の橋で土地を探しているとのこと。除却年までには退去できると思う。もう少ししたら訪問して話を聞く。

事務事業名「町営住宅整備事業」

町 : 内容説明

委員 : 令和6年度の事業内容で錦町町営住宅の改修工事があるが、築何年くらい経っているのか。

町 : 昭和48年築である。

町 : 築年数の割にしっかりしており、建築技師の判断では十分使える。個別改善で玄関や窓の断熱効果を上げる。

委員 : 令和6年度の事業費の内訳を教えてください。

町 : 錦町町営住宅の改修工事は 800 万円。281 万円が上名寄団地の除却である。

委員 : 錦町町営住宅は現在入居しているのか。

町 : 入居している。入居しながらの工事となるが、協力すると言っている。

委員 : 800 万円の改修費は大きく感じる。

委員 : どこを改修するかによると思う。

委員 : 幸町町営住宅除却が縮小になった理由はあるか。

町 : もともと 2 棟 4 戸を除却する予定だったが、教員住宅の建て替えを優先することから調整を行い、入居者のいない住棟のみ除却をする。教員住宅の整備が終わるか、整備の終盤に被るくらいに除却する。

委員 : 今、空いているのが 1 棟 2 戸か。

町 : その通り。

委員 : 最終的には空くのか。

町 : その通り。入居者に話はしている。最終的には引っ越しをしていただき、除却・建て替えを行う。

委員 : 以前、住み続けたい入居者がいると聞いたが。

町 : 東側の 2 棟 4 戸を除却後、建て替えを行い、西側に住んでいる入居者に家賃等の相談をしながら優先的に入居してもらおう。

委員 : 幸町町営住宅の全体的な将来像等はあるのか。

町 : 敷地がそこまでないので 1 棟 3 戸を 2 棟と考えており、現在の戸数は確保できない。

委員 : 東西の幅がないので厳しいと思う。

町 : 駐車場スペースも確保しなければならないので、棟数は減る。

事務事業名「民間賃貸住宅建設等促進事業」

町 : 内容説明

委員 : 4 年間の事業で、1 年で 3000 万ということは 1 年に 1 件の補助ということか。

町 : その通り。

委員 : 誰も事業を応募しなかった場合は、翌年に繰越になるのか。

町 : 繰越にはならないと思う。

委員 : 応募がない可能性もあるのか。

町 : 可能性はある。町内事業者だけでやり切れるかわからないので、町外も入れる形をとっている。未知数で読めないところもある。

委員 : 複数業者が申し込んだときはどういう対応になるか。

町 : たらればの話ではあるが、前回の制度の時に1年に2件来たときは補正で対応したが、その時の判断によるので何とも言えない。

委員 : 一斉に募集をするのではないのか。

町 : 募集はするが、先ほどの通り誰も応募しないことも複数応募する場合も考えられ、現在、どうするかは不明である。

委員 : 4年間の時限の事業か。

町 : その通り。前回は平成28~30年の3か年で、1年目に2件、2年目、3年目は1件ずつ応募された。

委員 : 発注者は法人と個人の両方を認めているのか。

町 : その通り。前回の事業で補助金の申し込みが企業で、建設会社に依頼して建てたケースもあったので、このような対応にした。

委員 : 詳しい制度はできていないとのことだが、発注者に関しては町内・町外のどこに住んでいるかで判断できるが、事業者が町内と町外の企業体の場合、町内業者が入っていれば認めるのか。出資割合が町外6割町内4割の場合は町外業者と見なされるのか。

町 : 一般的に考えれば出資割合で決まると思うが、制度ができていないので未定である。

委員 : 出資割合が5:5も考えられるので考えてもらいたい。補助率の根拠は何か。

町 : 前回の事業が3割の補助で、それに倣った。町内・町外の差をつける意味で発注者・施工者共に町内で30%、発注者町外で町内業者施工で25%、発注者町内、町外業者施工で20%、ともに町外で15%とし、町内施工業者が有利な形で補助をする。

委員 : 町外の人が発注して町外の業者が施工した場合でも補助をするのか。

町 : 予定では、下川町産材の木材を使用することとして実施する。

委員 : 町にお金が落ちないのはどうかと思っている。

町 : 何かしら町のためになるような制度設計を考えている。

委員 : ZEHの基準が条件として説明されていたが、町産材使用も条件として入れるか。

町 : 町産材も大事な条件として入れたいと思う。

▽施策項目「道路・橋梁」

事務事業名「道路橋梁河川維持補修事業」

町 : 内容説明

委員 : 実施期間が空欄なのはずっと継続していくからか。

町 : 道路橋梁河川維持補修事業としては継続的に行っており、一部変更があったところを載せている。

委員 : 令和3年10月の大雨が工事の原因とあったが、それ以降の氾濫はあったか。

町 : それ以降、溢水等は発生していない。

委員 : 以前はどうか。

町 : 以前にはあり、上名寄川向19線は大雨のたびに排水が飲みきれなかった。大排水路も水があふれたことがある。上名寄大排水路は元の河川が国道と鉄道の下を潜る形になっており、大きく改良できず、元の大きさのまま改良した。改良当時は農地や林地が多くあり、山から一度に多くの水が流れてくることは少なかったが、農地が少なくなり、伐採もしたので、直接大排水路に流入するようになった。ゲリラ豪雨も多くなり飲みきれなくなってきた。大排水路については完全な解決策はないので定期的な土砂揚げを継続する。川向については老朽化で機能していない部分があるので根本的な解決を図っていく。

委員 : 川向19線辺りの農地や住宅はどれくらいあるのか。

町 : 冠水するところは1件である。

委員 : 農地は現在、農作物を育てているのか。

町 : その通り。

委員 : 災害の対策は大事だが、令和8年まで予算があるので大きな工事だと思う。どれだけの被害額があってどれだけの件数被害があるのかと思う。

町 : 周辺の農家としては3軒ほどである。

委員 : そこの被害のために改修するということが良いか。

町 : その通り。

▽施策項目「積雪対策」

事務事業名「除排雪車両購入事業」

町 : 内容説明

委員 : 除雪関係車両の更新の目安はあるのか。

町 : 機械の公式な耐用年数としては7年くらいだが、使用頻度や走行距離等の状況で変わってくる。オペレーターへの聞き取りや部品の在庫を鑑みている。毎年数百万円かけて除雪車を修理しているので、費用面からもこれ以上の維持は難しい。ドーザーは足回りが傷んでおり、オペレーターも乗っていて不安を感じるとのこと。ロータリーは購入から25年経過しており、交換部品が無く、使用頻度は少ないが排雪に必要な車両であることから購入する。

委員 : 購入は入札になると思うが、既存車両は下取りをするのか。

町 : 下取りを行う。

委員 : 機械類の納入が遅れていると思うが、入札はいつ頃行うのか。

町 : 4月のできるだけ早い時期に入札の作業をしたい。今までは半年ほどで納入されており、シーズン中には導入したいと思っているが何とも言えない。シーズンが終わってからの可能性もある。遅くとも年内には納入する。

委員 : 年度をまたいだ場合はどうするか。

町 : 繰越明許という形で事業を継続する。

委員 : 目標値が路線数となっているが、どうなれば改善したと判断するのか。

町 : 活動量という意味で記載しており、137路線はあくまで目安であり、増減の目標はない。

委員 : 除却した錦町公衆トイレは除雪業者が利用しているという話があった。その後何か声はあったか。

町 : 町道の除雪業者にも話を聞いたが、特に問題ないとのこと。

その他

委員 : 快適住まい促進事業が令和6年の3月までだが、ゼロカーボンを宣言したことに関した事業にすれば良いと思うが、考えはあるか。

町 : 令和6年度以降も事業を継続したいと考えており、環境に配慮した住宅の整備は必要と思っている。新たな制度設計に向けて検討している。

委員 : 環境もだが、子育て世代や若い夫婦に対しての補助も含めて制度設計して欲しい。